

申請者と、既認定患者とが、事件当時に同居家族であったことを確認する方法

昭和43年の事件当時、申請者と、既認定患者は、以下のいずれかの関係にありましたか？

- ① 夫婦の関係にあった。
- ② 親子の関係にあり、子は未婚で、高校3年生相当以下(※)であった。
- ③ 兄弟姉妹の関係にあり、いずれも未婚で、高校3年生相当以下(※)であった。

(※)昭和24年4月2日以降生まれ

【必要資料】 次の、1・2の資料の両方が必要です。

1. 申請者と既認定患者との家族関係を示す以下の書類

- 戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本の写し(注1)

※申請者と既認定患者が同一の戸籍にない場合には、親族関係(続柄)が分かるためには、複数が必要な場合があります。

2. 申請者と、既認定患者が、事件当時に同居していたことを示す書類

(①、②のいずれか)

- ① 申請者・既認定患者のそれぞれの、事件当時の住所が分かる書類
(ア～エのいずれか)

ア 事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」(注1)

※市町村によっては、過去のものは、廃棄されている可能性があります。市町村にお問い合わせください。

イ 事件以前から継続して現住所に住んでいる場合、「住民票の写し」

※事件当時から引っ越しておらず、現住所への「転入年月日」が事件以前であることが分かる場合に限りです。

ウ 住所が記載された事件当時の公的書類(自動車運転免許証、郵便貯金通帳など。コピー可)(注2)

エ 住所が確認できる事件当時の消印付きの手紙等(コピー可)(注2)

- ② ①がない場合、同居していたことを示す以下の資料(A～Cのすべて)

A 申請者・既認定患者のそれぞれの、戸籍の附票の廃棄済証明書(注1)

※①がないことを示すために必要になります。

B ア・イのいずれかの資料(写し)

ア 申請者・既認定患者のそれぞれが生活を営んでいた地域が分かる資料

(在学・在職証明書、卒業証書、卒業アルバム、年金記録等)(コピー可)(注2)

※申請者・既認定患者のいずれかが、①ア～エのいずれかの資料をお持ちの場合は、その方については、A及びBアに代えることができます。

イ 既認定患者を認定した都道府県が保有する疫学調査票で、患者の当時の同居家族が記載されたものの写し(カネミ油摂取状況調査票など。既認定患者を認定した都道府県におたずねください。)

C 当時同居していた状況が分かる陳述書2通(申請者本人以外の方によるもの)

※当時の住所、同居者の名簿、同居の時期及び陳述者の署名捺印を記載。

※上記のBがない場合は、Cを、三親等以内の親族以外の第三者によるもの(2通)とすることで、Bに代えることができます。

【必要資料】

1. 申請者と既認定患者との家族関係を示す以下の書類

- 戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本(注1)

※兄弟姉妹が、現在結婚している場合は、結婚前のもの(親の戸籍謄本など)が必要です。

注1: 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍の附票については、お住まいの市町村(既認定患者が既に死亡している場合には、死亡時の住所地の市町村)に申請してください。

注2: 昭和43年の事件当時の資料1通。なお、事件前後2、3年の資料であれば、事件前・事件後の各1通(計2通)でも構いません。